かすみがうら市 飲用井戸から上水道への転換支援に係るQ&A

質問		回答
Q1	対象者はどのような方ですか？	給水工事申込書により申込みを行い、次のいずれも該当する方 ・飲用井戸等から上水道へ接続する方 ・申請年度の2月末日(土日祝祭日を除く。)までに給水工事費補助金交付申請書兼 実績報告書の提出ができる方
Q2	アパート等の賃貸住宅は補助の対象になりますか？	生活目的の飲用水を確保するものであれば対象となります。 水道メータを個別に設置する場合は、水道加入件数分の転換支援をうけることができます。
Q3	店舗などを兼ねた併用住宅は補助の対象になりますか？	生活目的の飲用水を確保するものであれば対象となります。 ただし、住居スペースの床面積が全体の50%以上を占めている必要があります。
Q4	市外からかすみがうら市へ転入してくる人が、転入先の住宅で新たに 上水道に接続する場合は、対象となりますか？	「転入前の居住地で飲用井戸を利用していたこと」が確認でき、かつ「茨城県内の市町村から の転居」である場合に限り対象となります。
Q5	補助対象となる工事の範囲はどこですか？	市の布設する配水管から敷地内の水道メータの手前までの接続に係る工事費用が対象です。 宅内の配管工事は対象外となりますので、ご注意ください。 ※別添『工事費の対象範囲について』も併せてご覧ください。
Q6	申請はどこで行えばよいですか？	かすみがうら市上下水道お客様センターに次の書類をご提出ください。 ①給水工事装置申込書を提出する際 水道加入金の特別措置に関する減免申請書をご提出ください。 ②工事が完了した際（申請年度の2月末日(土日祝祭日を除く。)まで） ・給水工事費補助金交付申請書兼実績報告書 ・給水工事費の領収書(写し)
Q7	支援額はいくらですか？	①+②=最大60,000円 ①水道加入金の減免：1件につき30,000円 ②給水工事費の補助：水道メータ1個につき30,000円（※上限額） ※工事費（税込）が30,000円未満の場合は、当該工事費と同額を補助額とし、1,000円 未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとします。
Q8	給水工事費の補助金は、いつ振り込まれますか？	給水工事費補助金交付申請書兼実績報告書を提出後、3週間以内に指定口座に 振り込みます。